

答 申 第 2 3 号
平成 24 年 8 月 6 日

仙台市教育委員会 様

仙台市個人情報保護審議会
会長 飯 島 淳 子

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 24 年 4 月 9 日付け H24 教学教第 130 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第 28 号 「(5) 松坂宏造委員長が請求者の意見書を受け取ったということを示す文書（教育長あてではなく、松坂宏造委員長あてに、公文書開示請求に関するものも含めて、これまで 4 通の意見書を提出したが、法的義務がないかもしれないが、一度も返事を頂いたことがない。読んでもらえたかどうか知りたい。）」
の個人情報非開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 28 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った個人情報開示請求に係る個人情報を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号）第 14 条の規定に基づき、「松坂宏造委員長が請求者の意見書を受け取ったということを示す文書（教育長あてではなく、松坂宏造委員長あてに、公文書開示請求に関するものも含めて、これまで 4 通の意見書を提出したが、法的義務がないかもしれないが、一度も返事を頂いたことがない。読んでもらったのかどうか知りたい。）」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 24 年 3 月 27 日付けで申立人の開示請求に係る個人情報は不存在であることを理由に個人情報の非開示決定をしたことについて、その処分の取り消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書、意見書及び意見書（2）で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

- ① 本件異議申立てに係る個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）は、松坂宏造仙台市教育委員会委員長（以下「委員長」という。）に対し意見書を提出しても返事等がないので、実施機関に意見書が届いたのかどうか、届いたとすればどのように処理されたのか、誰が読んだのかを知りたくて行ったものである。
- ② 委員長は実施機関を代表する者である。異議申立書や申請書などは機関の長あてに提出することになっており、それらの文書が受理されていれば、機関の長が読んでいなくても、機関の長が受け取ったことになる。実施機関は、本件非開示決定通知書において、「個人情報を開示しない理由」の欄に、本件異議申立てに係る非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）の理由として「松坂委員長が請求者の意見書を受け取った事実はない」と記載しているが、これでは、申立人の意見書を委員長個人が受け取らなかったのか、実施機関としても受け取らなかったのかははっきりしないので、非開示決定の理由の付記としては不正確かつ不十分である。
- ③ 本件非開示決定通知書の「個人情報を開示しない理由」の欄には、本件非開示決定の理由として「同委員長が受け取ったことを示す文書は存在しない（請求者の個人情報が記載された文書は存在しない）」とも記載されているが、過去に申立人が行った教育長あての意見書についての個人情報開示請求の結果を踏まえれば、実施機関に「請求者の個人情報が記載された文書」が存在しない、つまり、委員長あての申立人の意見書が保存されていないというのは考えにくい。

その後、本件異議申立てに係る審議の過程で、委員長あての申立人の意見書のうち 3 通が

担当課内の供覧だけで済まされ、1通が保管されていないことが分かったが、本件非開示決定通知書に記載されている本件非開示決定の理由からはそれらのことが全く分からないので、非開示決定の理由の付記として正確かつ十分とは言えない。

- ④ 本件開示請求後、実施機関の担当者から電話があり、本件開示請求も含めた5件の個人情報開示請求について、申立人の個人情報の記載がないため個人情報開示の対象とはならないが公文書開示の対象となる文書については、別途情報提供すると説明された。その際、委員長あての申立人の意見書について委員長は読んでいないということを伝えられたが、仮に委員長が読んでいなくても誰が読んだのか知りたいから、供覧者の分かる文書を開示してもらえばよいと伝えた。ただし、電話でのやり取りだから、申立人の意図が十分には伝わらなかったかもしれない。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書、理由説明書(2)及び口頭による説明において主張している非開示決定処分/main理由は、次のとおりである。

- ① 本件開示請求の対象は、委員長が委員長あての申立人の意見書を受け取ったことを示す情報である。
- ② 委員長あての申立人の意見書の処理の状況について調査したところ、3通の意見書が存在するものの、実施機関(担当課)内で供覧処理され委員長には供覧していないこと、実施機関(担当課)から委員長あてに個別に発送された事実がないこと及び委員長に対し会議資料等として提供された事実がないことが確認された。このため、委員長が委員長あての申立人の意見書を受け取った事実はなく、これらを示す文書が存在しないと判断し、申立人の開示請求に係る個人情報の不存在を理由として、本件非開示決定を行った。
- ③ 本件非開示決定通知書の「個人情報を開示しない理由」欄の記載内容は、上記の事実を踏まえ、委員長が委員長あての申立人の意見書を受け取った事実はないこと、よって請求に係る内容を満たす文書が存在しないため開示できない旨を端的に説明しており、本件非開示決定に係る理由の付記として正確かつ十分であると考えます。
- ④ 申立人は、本件非開示決定通知書の「個人情報を開示しない理由」欄に記載の「(請求者の個人情報が記載された文書は存在しない)」の部分を取り上げて、実施機関に委員長あての申立人の意見書が保存されていないというのは考えにくいと主張する。しかしながら、本件開示請求で開示を求められた情報は上記①のとおりである。申立人が取り上げた記述の前には「松坂委員長が請求者の意見書を受け取った事実はないことから、同委員長が受け取ったことを示す文書は存在しない」と明記しており、全体を通して、委員長が委員長あての申立人の意見書を受け取った事実を示す、本件開示請求に係る内容を満たす申立人の個人情報が記載された文書は存在しないということを端的に説明している。
- ⑤ 本件非開示決定に先立ち、本件開示請求について、委員長が申立人の意見書を受け取ったことを示す文書がそもそも存在しないことから非開示決定となり、さらに、同時に非開示決定がなされた他の案件とは異なり任意提供できる文書も存在しないと判断したことを申立人に対し電話で説明し、申立人の了解を得たものと考えていた。

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報の特定の妥当性について

実施機関は、上記4①のとおり、本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）について、委員長が、委員長あての申立人の意見書を受け取ったことを示す情報と特定している。これに対し申立人は、上記3①から③までのとおり、本件対象個人情報には、委員長個人が意見書を受け取ったことを示す情報だけではなく、実施機関が受理したことを示す情報や、受理後の処理の状況が分かる情報までが含まれていると主張している。申立人は、本件非開示決定処分が取り消されるべき理由として、本件非開示決定通知書記載の非開示決定の理由が不正確かつ不十分であるためとしているが、この主張は、結局のところ、実施機関と申立人の間で本件対象個人情報の特定の範囲が異なっていることによるものであると認められる。

そこで、まず、実施機関による本件対象個人情報の特定の妥当性について検討する。

実施機関は、開示請求の意図を開示請求書の記載内容により判断することとなる。申立人は、本件開示請求を含め、5件の個人情報開示請求を行っているが、本件開示請求を除く4件については、開示請求する個人情報について「供覧した者の氏名及び役職が分かる文書」、「決裁した者の氏名及び役職が分かる文書」又は「起案者及び決裁した者の氏名及び役職が分かる文書」と記載されている。しかしながら、本件開示請求については、これらと異なり、上記2のとおり、委員長の氏名を挙げた上で、委員長に読んでもらえたのかどうかを知りたい旨が括弧書きで付記されている。当審議会としては、これらの記載内容からすれば、実施機関が、申立人の意見書を実施機関として受け取ったことではなく、委員長個人が実際に受け取ったことがわかる情報こそが開示すべき個人情報であるとしたことは、合理性を欠くとまではいえないと判断する。

(2) 本件対象個人情報の存否について

次に、上記(1)の本件対象個人情報として特定されるべき個人情報の存否について検討する。

実施機関は、本件対象個人情報が存在しないとした理由について、次のとおり主張している。

① 実施機関では、委員長あての意見書や要望書は、文書統括事務を担当している総務課で内容を確認された後、当該内容を所管する担当課に送付され、担当課において処理されることとなっている。また、委員長個人に文書が送付される経路としては、各課から個別に発送する場合のほか、定例教育委員会や委員による勉強会の資料として提供される場合がある。

② 総務課及び本件開示請求の担当課である教職員課において関連文書綴りを探索したところ、受理した意見書は3通であり（申立人は送付した意見書は4通であると主張しているが、残る1通については受理の事実を確認できない。）、いずれについても、教職員課内で供覧を行っていること、委員長個人には送付した事実がないこと及び委員長に会議資料等として提供した事実がないことを確認した。これらのことから、実施機関は、本件対象個人情報は存在しないと判断したものである。

当審議会において、本件異議申立ての審議過程で実施機関から理由説明書の資料として提出された上記②の意見書3通の写しを確認したところ、それぞれの供覧者が分かる情報が記載さ

れており、教職員課内で供覧されるに止まっていることが認められた（なお、上記3③にもあるとおり、当該資料は本件異議申立ての審議過程で、当審議会から申立人に送付されている。）。また、申立人の意見書を委員長に送付又は提供した事実が無いとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められず、このほか、委員長が委員長あての申立人の意見書を受け取ったと考えるに足る事実は認められない。したがって、本件対象個人情報是不存在であると認められる。

(3) 理由の付記の妥当性について

最後に、上記(1)及び(2)を踏まえ、本件非開示決定に係る理由の付記の妥当性について検討する。

本件非開示決定通知書の「個人情報を開示しない理由」欄には、本件非開示決定の理由として、委員長が委員長あての申立人の意見書を受け取った事実がないこと、したがって実施機関には委員長が委員長あての申立人の意見書を受け取ったことを示す文書が存在しないことが記載された上で、それらの文書が存在しないことから本件開示請求に係る申立人の個人情報が記載された文書は存在しない旨が括弧書きで付記されている。これは、上記(1)の本件対象個人情報を踏まえて、それを記載した文書が存在しない理由を説明したものであると認められ、本件非開示決定の理由の付記として合理性があると認められる。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、当審議会に対し、実施機関が申立人の意見書は実施機関あてではないと考えているのであれば、個人あての文書を宛名人に届けず、差出人にも返送しないのは人権侵害であり違法である、出したはずの意見書が実施機関に存在しないのは問題であるなどと主張し、当審議会に何らかの働きかけをするよう求めているが、これらは当審議会の所掌を超えるものである。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、本件対象個人情報の特定に当たっての実施機関の対応に関し付言する。

本件異議申立ては、申立人が行った5件の個人情報開示請求に対し、実施機関が行った3件の非開示決定のうち1件について行われたものである。本件非開示決定を含む3件の非開示決定はいずれも申立人の個人情報を記載した文書が存在しないため非開示決定がなされたものであるが、本件非開示決定以外の2件については申立人の個人情報の記載はないものの開示請求の趣旨に関連する事項が記載された文書が存在しており、当該文書は申立人が公文書開示請求を行えば開示を受けられるものであったことから、実施機関は申立人の負担等を考慮し、改めて申立人に公文書開示請求をさせることなく、関連する文書を任意提供することとしたものである。しかし、本件開示請求については、委員長個人が申立人の意見書を受け取ったことを示す文書がそもそも存在しないことから、実施機関は、上記2件の非開示決定とは異なり、任意提供できる文書はないと判断したものである。なお、これらについては、実施機関が非開示決定の前に申立人に対して電話により説明していることが認められる。

実施機関が、申立人の請求の趣旨を踏まえ、非開示決定をするだけでなく関連する文書の任意提供を行ったこと自体は評価できるものではあるが、一方で申立人は、これらの説明を受けた際に、本件開示請求に係る文書については、委員長が読んでいないのであれば供覧者が分かる文書を開示してもらえばよいと伝えたと主張している。こうした事実の存在を確認するには

至らなかったものの、本件開示請求の記載内容からすれば、本件開示請求の趣旨について、委員長あての申立人の意見書を実施機関が受理したことを示す文書を含んでいると解することも不可能ではなかったと認められるので、このようなやり取りの中で、実施機関が申立人の本件開示請求の趣旨を改めて確認する余地もあったと考えられる。実施機関においては、開示請求書の記載内容に即しつつ、より慎重に開示請求の趣旨を汲み取るよう留意されたい。

審議会の処理経過

(諮問第 28 号)

年 月 日	内 容
平成 24. 4. 9	・ 諮問を受けた
24. 4. 25	・ 実施機関(教育局学校教育部教職員課)から理由説明書を受理した
24. 5. 7	・ 申立人から意見書を受理した
24. 6. 4	・ 実施機関から理由説明書(2)を受理した
24. 6. 11 (平成 24 年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
24. 6. 11	・ 申立人から意見書(2)を受理した
24. 7. 9 (平成 24 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った